

《論 文》

プロフェッショナルと制度的倫理の可能性

松 家 次 朗

要 約

現在、日本でも漸く、専門職能人（プロフェッショナル）の知的誠実性と社会的責任のあり方が、あらゆる方面で問われ始めている。欧米では伝統的に、この種の問題は、主として専門職能人の団体としての専門職能団体（プロフェッショナル）が責任をもって解決すべき問題と見なされてきた。例えば、医師会や弁護士会などがその典型例である。このような団体は、自らの成員の質の保証を可能にする制度を設け、あるいは対社会的な約束としての倫理規約などを制定し、成員に倫理的規範の遵守を求めてきた。日本でもこれに類似した団体や制度が存在するが、その制度を裏付け、支えているプロフェッショナリズムについてはほとんど理解が進んでいない。専門職能団体はなぜ職種独占（モノポリー）や団体的な自律という特権を享受しているのか。その特権はプロフェッショナル倫理とどう関係しているのか。そもそもなぜそのような団体が産み出され、必要とされるのか。といった問題がまったく無視されているように見える。しかし、実際には、現実の専門分化の著しいプロフェッショナル社会を前にして、このような問題を無視しては、専門職能人の知的誠実と対社会的責務の問題を正しく理解することはできないであろう。そこで、本論考では、専門職能団体の団体としての社会的な責任のあり方を考察する基本作業として、まずエミール・デュルケームの所説とプロフェッショナリズムのアメリカの専門家エリオット・フレイドソンの所説とを具に検討する。その検討を通して、デュルケームからは、産業革命以降の急激な社会的分業の進展における職能団体の道徳的制度としての役割に関する考えを、また、フレイドソンからは現代社会におけるプロフェッショナリズムの精神と、その精神に基づく専門職能団体の制度的倫理としての役割の重要性に関する考えを、われわれは手に入

*2005年12月17日受理、2005年1月27日掲載決定。

れることができる。そしてその上で、両者の所説を参考として、現在と将来の日本における専門職能団体のプロフェッショナル倫理の支柱としての役割について何がいえるかを述べる。

はじめに

以下の試論は、日本における医療専門職教育のあり方を追究する中で、その制度の基底に流れている共通認識と制度そのものが欧米のそれと著しく異なることに気づき、欧米における伝統的な profession と professional 教育の背景とあり方を、歴史的、理論的に詳しく調べるうちに、エミール・デュルケームの著作と現代アメリカの professionalism の専門家エリオット・フレイドソンの研究書に出会ったことにその端緒を有する。後に詳しく見るよう、デュルケームは彼のデビュー作『社会分業論 (*De la division du travail social, 1893*)』の第2版（1902年）に新たな序文を付し、その中で、産業革命以降に生じた当時の経済的生活の中に見られた「法的、道徳的な無規制状態 (anomie juridique et morale)」に対する profession や corporation の制度的な倫理の可能性を強調し、これらを通して une morale professionnelle を社会に確立することの重要性を説いた。¹ その際、彼の念頭に存在したのは、中世以降のヨーロッパにおける市民社会（これはブルジョア社会に等しい）を中心となって形成してきた伝統的なギルドと社会との関係のあり方であった。もちろんそのような関係が無条件に当時の産業社会に適用できると彼は考えなかつたが、その関係の歴史的な展開を研究し、その成功と失敗の分析からは、当時のアノミー状態に喘いでいた社会にとってかけがえのない教訓を得ることができると彼は考えていた。

ギルド的な職能団体のあり方は、産業革命以降のヨーロッパにおける急激な社会構造の変化によって、いったんその社会的意義の衰退とともにその存在そ

のものもまた衰退する。しかし、19世紀の後半以降 professional society が台頭するとともに、とりわけイギリスを中心として、その存在意義が再び注目されることになる。² 但し今回は、コミュニティーや都市に限定された職能団体としての役割ではなく、より広範囲な普遍性をもった民主主義的な産業社会における profession や association としての役割の社会的な重要性が問題にされたことは言うまでもない。『社会分業論』の第2版の序文でのデュルケームの上述の指摘はこのようなヨーロッパ全体の動向をその背景としてもっていた。二度にわたる世界大戦による中断があったものの、このような動きは現在の社会においてもさまざまな形で継承され、模索されている。ダニエル・ベルが指摘するように、現代社会もまた、デュルケームの時代とはもはや比較することもできない程度に、民主主義と産業主義の発達とにより、分業が進み、社会は加速度的に細分化され多様化し、その結果、技術・経済体系と政治形態と文化という三つのまったく異なった価値ベクトルが衝突し、巨大な軋轢となって、「資本主義の文化的矛盾」という深刻な社会的アノミー状態を産み出し続いているからである。³ 既にデュルケームがその著作で指摘していたように、このような状態は、もはや個人や家族のレベルはもちろんのこと、国家によってすらも調整を期待できないとすれば、今日の一部の人々が、将来のあるべき健全な民主主義社会の姿を、「自由市場による個人主義と中央集権化された国家による統制との間の『第三の道(Third Way)』」としての「アソシエイティヴ・デモクラシー(associative democracy)」もしくは「アソシエーション主義(associationalism)」、すなわち、「自治的で自発的なアソシエイション」を主体とした民主主義社会の構築の中に見ようとするのは無理からぬことなのかもしれない。⁴

しかし、このような「第三の道」の模索は、なにもアソシエーション主義やコルポラティズムといった主に経済や政治的な次元からのみなされているのではない。西欧においてブルジョア民主主義のいわば中核を担ってきた伝統的な

知的職能団体 (profession)、たとえば、聖職者や医師や法律家や高等教育の教育者たちといった職能団体のあり方の中に、「第三の道」を模索する人々もいる。その代表的な論者の一人がアメリカのフレイドソンである。彼は1994年に *Professionalism Reborn : Theory, Prophecy, and Policy* という本を発表し、プロフェッショナリズムの現代社会における意義と必要性の再評価を訴え、さらに2001年には、その再評価の基礎作業として *Professionalism, the third logic : on the practice of knowledge* 『プロフェッショナリズム—第三の論理』を公刊した。この中で彼は、初めて、「プロフェッショナリズムの制度的倫理」としての可能性を示唆し、そのおよその輪郭を「プロフェッショナリズムの精神」の制度的なあり方の問題として提示した。⁵

このフレイドソンの提案は、今後、われわれの社会において民主主義社会の健全な構築を企図する上で非常に重要だと私は考える。というのは、現代の日本の社会では個人が国家や官僚制度に巻き込まれ、コントロールされず、かといってマーケットにも翻弄されずに、なおかつ「市民」として自律していくための公共空間を形成するためには、「第三の論理」としてのプロフェッショナリズムが余りにも未熟すぎると感じるからである。欧米民主主義には曲がりなりにも「第三の道」の古典的なモデルとしての profession が伝統的に存在し、formal knowledge (「正式な知識」、フレイドソンの用語)⁶ の民主主義社会における制度化がある程度の自律性をもって確立されてきたのに対して、日本では、むろん社会制度の歴史的構成上の根本的な相違や、明治以降の西洋化の過程の歴史的短さがあるとはいえ、高等教育界はいうに及ばず、法曹界にしても、医療界にしても、そのようなモデルとして機能しているとはとてもいい難い状態である。このような社会では G. Millerson のいう qualifying associations が仮に沢山現れても民主主義社会の健全な発展に寄与することは難しいのではないだろうか。⁷

デュルケームは、専門職業団体(professional bodies)と職業集団(occupational

communities) とが、大規模な現代社会において、個人の野放しのエゴイズムと国家の巨大で恐ろしいほどの権力との間に立った、市民道徳の不可欠の拠り所となりうると主張しているが、ベルは、このような媒介的な団体が今日この目的を果たしうるかどうかは論争の余地があると批判し、それに対して、公共家族 (public household) という制度の重要性を強調している。⁸ 「この公共家族というのは」、ベルの説明では、「政府の予算という形で表現されたものとしては、国家の歳入と歳出の管理」のことであり、「もっと広い意味では、それは私的な要求に対するものとしての、公共的なニーズと公共的な要求を充たす機関 (agency) のことである」。⁹ しかし、国家の財政が巨大になり、社会が今日のように複雑、多様になっている現在、このような機関が本当に有効であるのか、私は非常に疑問に思う。このような機関の自律性がどの程度担保されるのか、あるいはまた中央官僚的な管理とどこが異なるのか疑問点が多いからである。もちろん、デュルケームの考え方にも曖昧な点があるし、現代社会から見れば、不十分な点もある。例えば、専門職業団体や職業集団は、市民道徳の拠り所どころか、それ自体が強力な利益団体となりうるし（ベルの批判）、あるいは日本のような社会では、企業と余りに密接に関係しているがために、公共的な役割を果たすことができにくい点などが考えられる。にもかかわらず、私は、デュルケームの『社会分業論』の第2版の序文の提言は非常に重要なと考える。日本では、今後いかにして健全な成熟した民主主義社会を築いていくのかという問題を考える上で、formal knowledge の担い手であるがゆえに「第3の道」として、国家からも、従ってまた中央官僚制的管理からも、あるいはまた自由市場に対してもある程度の自律および自立を達成しうる知的職能団体の育成および社会制度的な倫理としての社会的位置づけの問題は避けて通れないと判断される以上、とりわけ彼の提言は、教えるところ非常に大きいと思われるからである。

以下の論考の目指すところは、社会や産業の発展とともに分業化が著しく進

み、複雑多様になる近代社会において、法的・倫理的アノミーを回避するためには、corporation や profession が国家と個人とを媒介する「公共的生活の本質的器官」でなければならないというデュルケームの主張と、¹⁰官僚制や市場から自律（自立）した「第3の論理」としてのプロフェッショナリズムの制度的倫理の重要性を唱えるフレイドソンの主張とを有機的に結合する道を模索することにある。その接点は、profession の制度的倫理としての可能性に対する両者の積極的評価である。したがって、以下の考察の流れは次のようになる。まず第1章では彼の『社会分業論』の第2版序文と『自殺論』（1987年）および『社会学講義』¹¹の考察を中心に、デュルケームの論点を明らかにする。その上で、第2章では『プロフェッショナリズム：第3の論理』の内容を中心にフレイドソンの主張の論点を整理する。最後にまとめとして日本における知的職能団体の制度的倫理の可能性について考えたい。

1 エミール・デュルケームと道徳的紐帶としての専門職業団体

『分業論』の第2版の序文でデュルケーム自身が述べているように、『分業論』の初版の段階では「同時代の人々の社会的組成において専門職業団体が果たすべく運命付けられている役割」に関して、彼自身いまだ明確な観念を抱いていたわけではない。そのような考えが明確な形で意識されるようになったのは、彼の2番目の著作『自殺論』の研究を通してだと思われる。事実、この著作の結論部分である第3部第3章の「実践的な結論」において、彼はその後の『社会学講義』や『分業論』の第2版序文で展開される基本的な考え方を要約した形で明確に述べている。

『分業論』自体が解明を目指した根本的な問題は、「個人的人格と社会的連帶の関係」すなわち「より自律的になるほど個人はより密接に社会に依存する」というようなことがどうして生じるのか。より個人的であることと、より連帶

的であることがどうして同時にありうるのか」といった問題であった。というのは、現実の社会において、どんなに表面上矛盾するように見えても、これら二つの運動は並行現象的に生じていることは争えない事実であったからである。この二律背反の秘密を解く鍵を彼は社会的分業の「正常な」発展に求めた。¹² 彼は当時の生物学や生理学や病理学の知識をメタファーとして援用しながら、歴史的な社会的組成の発展の過程を未開社会からより高等な現代社会の中に検証し、生物が高等になればなるほどその組織や臓器が分化し、それに応じてその生理的機能が複雑、多様になりながらも、全体として見事に統御されているように、人間の社会においても社会が進歩し、高等になればなるほど、社会のさまざまな機能が分化し、専門化するのは、その発展が正常である限り、避けられないし、むしろ当然の過程なのだと論証する。この発展が正常であれば、社会的な分業の進展は、社会的な連帯意識、すなわち諸個人の道徳的結合意識をむしろ強め、社会的凝集（cohésion）をむしろ強めるはずだと彼は考える。進化が進むにつれて、「個人を、家族や、生まれ故郷や、過去が彼に伝えた伝統や、集団の集合的慣習（usages collectifs）に結び付けている紐帶は緩む」。そうなると、個人はより流動的になり、環境を容易に変え、あるいはその環境を放棄し、他所へ行き、より自律的な生活を送ったり、より一層自分自身の考え方や感情を自ら作り出すようになるのは当然である。このようにして旧来の社会的紐帶の消失とともに個人を道徳的存在たらしめていた道徳的紐帶もきわめて弱いものとなり、個人は自らのエゴイズムを抑制することがますます困難になっていく。個人意識はより増大し、知性はより豊かになり、活動はより多様になる。こうなると個人をかつてと同じような力で集団に結びつけようとなれば、すなわち、社会の中で個々人の間での道徳的紐帶を存続させるためには、その紐帶はかつてのそれが持っていたより以上の力と数のものでなければならぬであろう。ここにデュルケームは社会的分業の道徳的価値があると見た。¹³ デュルケームは次のように説明する。

それはまさに分業によって、個人は社会に対する自己の依存状態を再び自覚するからである。個人を引き止め、個人を抑制する力が生じてくるのは、まさに分業からである。一言でいえば、分業は社会的連帯のすぐれた源泉となるがゆえに、同時に、道徳的秩序の基礎ともなる。

それゆえに、高等な社会にあっては、義務とはわれわれの活動を表面的に拡大することではなくて、その活動を集中し、専門化することであると、文字どおりにいうことができる。われわれの存在を、その価値のすべてを自ら自身から引き出し、それが果たす仕事 (services) からは引き出さないような、完了してしまった完璧な一種の芸術作品にするのではなく、われわれは自らの領域を画定し、はっきりと限定された仕事を選択し、それに全身全霊を捧げなければならない。結局のところ、このような専門化の過程は、他の限界をそれに与えることができなければ、社会がよりレベルの高い種類のものであればあるほど、より一層先へと推進されざるを得ないであろう。¹⁴

デュルケームによれば、「よりレベルの低い民族にあっては、人間に相応しい行為とは、自らの仲間に似ることであり、当時人々が、今日よりもより一層人間的類型と混同していた集合的類型のあらゆる特徴をその行為において実現することである」のに対して、より発達した社会においては、人間の本性とは、大部分は「その社会の一器官であることであり、したがって、彼に相応しい行為とは、自らの器官の役割を果たすことである」。さらに言えば、個人的な人格は、専門化の発展によって損なわれるのではなく、まさに「分業とともに発展するのである」。¹⁵ 前者のような社会のあり方を、デュルケームは「機械的 (mécanique) 連帯もしくは類似 (similitudes) による連帯」と特徴づけている。それは、このような社会では、社会的諸分子としてのそれぞれの個人は、無機物体の諸分子の場合と同様に、自らの固有の運動を持たない限りでしか全

体として動き得ないからである。つまり、そのような社会では、社会的成員としての個人は、固有の個性あるいは人格を持たず、社会全体としての集合意識が成員全体の総意識を支配し、したがって個人の意識は、単にその付随物に過ぎず、自分の力で考え方行動しようとする自由を持たない。これに対して、後者のような社会は、「分業による連帶あるいは有機的（organique）連帶」と特徴付けられる。このような社会では、社会全体としての集合的意識は、個人の意識を完全に覆い尽くすのではなく、自由の領域を、すなわち集合的意識から解放された部分を個人の意識に残しておかなければならぬ。そうでなければ分業による連帶は不可能である。高等動物の各々の器官が、専門的な特徴や自律性を持つにもかかわらず、有機体の統一は、部分のその個性化が顕著になればなるほどますます大きくなるのと同様に、分業による連帶としての社会は、その成員としての個人の活動が専門化され、個人的となるほど、個人は社会に一層依存し、その結果より強い凝集形態を産み出すからである。¹⁶ 比較社会学的な研究から、デュルケームは、どのような社会も何らかの程度に両方の要素を含んでいるけれども、全体としては、前者から後者へと人類の社会は進んでいくと理解する。「それゆえ、はじめは唯一の、ないしはほとんど唯一のものであった機械的連帶が、次第に後退し、有機的連帶が徐々に支配的になるのは歴史の一法則である」。¹⁷

われわれの現在の研究にとって重要なのは、このような歴史的展開の中で、社会的分業が発達するにつれて、社会の成員が、より自由になり、より個人的となり、より自律的となりながら、にもかかわらず、社会的連帶はより一層強くなるというデュルケームの分析である。社会が進歩するにつれ、社会的機能は複雑多岐にわたって、多様な形で分化していくが、そのためには社会の構成員である諸個人がより自由なより自律した存在となることが必要であり、またそうでない限り高等な社会の道徳的な秩序は維持できないというのが彼の基本的な主張である。機械的連帶から有機的連帶へと移行するとき、個人は集合的

意識という頸木から解放され、質的に相互に異なる個性を持ち始めるが、この現象は、同時に、社会が複雑となって質的に多様な社会的機能を発展させることを前提とする。しかし、そうなると、諸個人間を結合していた紐帶は弛緩し、結合は瓦解の方向へと進むであろう。したがって、そのような結合を維持もししくは再構築しようとすれば、従来の集合的意思とは異なる、かつそれよりはもっと自覺的で強力な紐帶が必要となる。そしてこのような役割を果たしうるものは、「分業から生じる社会的紐帶以外にありえない」のである。¹⁸ それは社会が発展すればするほど、「社会は自ら自身とその統一に関して深い感情を持つからである」。¹⁹ つまり、社会的分業によって社会的機能が複雑多様に専門分化していくれば、その社会的な結合を、すなわち道徳的な相互のつながりを維持しようとすれば、それぞれの専門化した職業の担い手としての個人が、自分たちの社会が全体として密接な相互的な依存関係の中に成立していることの自覚を強めることが必要不可欠になる。そして本来、分業による社会の発展が正常になされれば、そのような自覚はその発展と同時に醸成されるというのが彼の基本的な考え方である。

しかし、現実の社会はそうなっていないという事実が彼の目の前にはあった。実際、彼の認識では、産業革命以降、とりわけフランス革命以降の社会の動きは異常であった。特に産業の分野でそれは著しい形相を呈していた。彼は『社会分業論』の結論部分で次のように述べている。

道徳——この言葉は単に教説だけでなく、また習俗をも意味するものと理解されなければならないが——は恐るべき危機を経験していると言われているが、これは当然である。これまでに述べてきたことによって、われわれはこの病的な状態をよりよく理解することができる。われわれの社会では深刻な変化が、しかもきわめて僅かの時間の間に生じている。われわれの社会は、歴史上他に類例を見ないほどの速さと規模において、環節的

類型 [機械的連帶を基盤とする社会に等しい] から解放されている。その結果、この社会的類型に対応する道徳は衰退しているが、しかし、この道徳がわれわれの意識の中に空虚のまま残していく場所を充たすべく、[それに取って替わる] 他の道徳が十分な速さで発達しているとはいえない。われわれの信仰は動搖している。伝統はその支配力を失い、個人の判断は、集合的判断から解放されている。しかし、他方で、この動乱の過程でバラバラにされた機能は、相互に調整する時間を持たず、突如として現れた新しい生活は、完全に組織化されるにいたっていない。²⁰

このようなアノミー状態をデュルケームは分業の「病理学的諸形態」と捉え、『社会的分業』の第3篇でその原因の分析を試みている。²¹ 彼は3つの要因を挙げている。一つは、「無規制的 (anomique) 分業」である。これは簡単に言えば、社会的諸機能を規則正しく調和させる諸規則が欠如した分業のことである。彼の理解では、社会的分業が正常に進展すれば、社会的連帶も正常に発展するのであるから、逆に分業が正常な連帶を生じていないとすれば、それは「[社会の]諸器官の関係が統制されていない」からであり、換言すれば、「『アノミー』の状態にある」からである。²² 二つ目は、「拘束的 (contrainte) 分業」である。「統制というものが、事柄の眞の本性にもはや対応せず、その結果、もはや生活習慣の中にその基盤を持たず、力によってしか維持されないときにのみ、拘束 [もしくは強制] というものは始まる」のだから、逆に言えば、分業が連帶を産み出すのは、「分業が自発的である場合のみ、あるいは、それが自発的である限りでのみ」である。そしてここでの自発性とは「単に明確な一切の暴力の欠如だけではなく、各人が自己のうちに持つ社会的な力の自由なる展開を、たとえ間接的にも、妨げうる一切のものの欠如」と理解されなければならぬ。²³ この実現のためには、社会に「競争の外在的条件における平等」がなければならない。²⁴ 彼にとってこれはまた社会的正義の確立を意味した。三つ目

のものは、分業の発展と相関的に社会的諸機能の継続性と活動性の増大が連動しなければ、社会的連帶の増大は維持できないということである。諸機能の継続性と活動性の増大は、諸機能間の相互依存関係をより強く意識させ、したがってそれだけ一層強力な社会的凝集を作り出すからである。このような病理学的諸形態の考察を受けて、社会的、道徳的アノミー状態からの脱却のための処方箋の要点をデュルケームは次のように要約している。

事態がかくの如くであるとすれば、そのような病気に対する治療は、社会状態の現在の諸条件にもはや応ええず、人為的なうわべだけの生命としてしか存在し得ない伝統や慣行をなんとしてでも復活させようと努めることではない。必要なのは、このような無規制状態を止めることであり、いまだ不調和な動きの中でぶつかり合っている諸器官を調和的に一致協力させる手段を見つけ出すことであり、そのような病気の源泉である外在的不平等を次第に減少させ、より多くの正義をそれら諸器官の関係の中に導きいれることである。（中略） 一言で言えば、われわれの目下の第一の義務はわれわれから一つの道徳を作り出すことである。²⁵

ではいったいどのようにしてそのような一つの道徳を作り出し、この病気の治療を行えばいいのであろうか。彼のこの問い合わせに対する答えがまさに、専門職業集団（le groupe professionnel）あるいは協同組合（la corporation）の公共的な社会的機能としての再構築であった。

デュルケームによれば当時のフランスは、きわめて深刻な無規制状態にあった。『自殺論』の「実践的な結論」と『社会分業論』の第2版の序文から見ると、彼がこのような状態を作り出している要因として主に二つのものを考えていたことが分かる。その一つは、およそ200年に亘るかつて経験したこともない産業の発展によって、かつては二次的な役割しか演じていなかった経済的な

諸機能が首位を占め、今やそれらの機能が市民の最大多数を吸収し、多数の個人がほとんど完全に産業的環境や商業的環境の中ですごしていながら、「経済界には専門職業的道徳同様に専門職業団体も存在しない」ため、弱肉強食の世界が現出し、経済的生活が「法律的および道徳的無規制状態」に陥ってしまったことである。²⁶ 今一つの要因は、旧体制（アンシャン・レジューム）の漸進的な中央集権化政策によって長い間に推し進められていたフランス国内の「平準化（nivellation）」が、フランス革命によって従来の州区分が法的に廃止され、まったく人工的で、名目的な新しい区分が創設されることによって一挙に決定的なものとされたことに加えて、それ以後の交通手段の発達によって人々が混交することで、古い秩序の最後の痕跡までもが消滅させられてしまっただけなく、同時に専門職業的組織に関して生き残っていたものも徹底的に破壊され、本来ならば国家と個人との媒介となつて秩序と道徳を作り出すはずの「社会生活における二次的器官」のすべてが消滅してしまい、「唯一の集合的な権力」としての国家と不安定な無数の個人だけが残されるという結果が生じてしまったが、しかし、国家にはその二次的器官の穴を埋めて新たな秩序と道徳を創設することができなかったことである。²⁷ これに関してデュルケームは次のように述べている。

国家は、自らの支配から逃れているか、あるいは、強制すること以外に自らが捉えることのできないあらゆる種類のものすべてに自らの力を及ぼそうと異常な努力をしている。国家がそれによって非難され、実際、得られた結果に不釣合いなあの力の浪費はここに由来する。他方、国家は唯一の組織化された集合体であるから、個々人は、国家以外の集合的な影響力の下にもはや置かれることはない。個々人が社会を感じたり、社会に対する依存性を感じたりするのは、国家の媒介によってのみである。しかし、国家は個々人から遠く離れているので、国家は彼らに対してかすかな、断続

的な影響力しか持ち得ない。それ故にそのような感情はそれに必要な力強さと一貫性をもって彼らの中には存在しない。彼らの生活の大部分において、彼らの周りには、彼らを彼ら自身の外へと引き出し、彼らに歯止めをかけるものは存在しない。このような条件においては、彼らがエゴイズムもしくは無軌道状態に陥るのは避けることができない。人間というものは、自らと結びついているものを自らの上に認めなければ、自らを超えた目的に打ち込むこともできなければ、一つの規律に自ら服することもできない。彼を社会的な一切の抑圧から解放することは、彼を彼自身に委ね、退廃させることに他ならない。以上がまさにわれわれの道徳的状況の二つの特徴である。国家は個人を十分に強く締め付けようとして増大し、肥大するが、それを達成できず、個人は相互に何の結びつきもなく、まるで液体分子のように互いの上を通り過ぎていき、彼らを引き止め、固定し、組織化するいかなる力の中心にも出会わない。²⁸

デュルケームは国家の役割を否定するわけではまったくないが、ただ「国家の行為は、その行為を多様に変化させる二次的器官の体系そのものが存在しない限り、有効に行使されえない」のである。²⁹ しかし、ではなぜそのような器官が「専門職業団体」や「同業組合」や profession でなければならないのか。

『自殺論』の最後の結論部分でデュルケームはこの問い合わせている。彼の理解では、彼の時代が直面していた自殺の異常な進行と一般的な危機感は同一の原因によるものであり、自発的な死が異常な増え方をしていることは、文明化された社会を苦しめている混乱状態の深刻さを証明するものであった。³⁰ そして言うまでもなく、この混乱状態の根底には、経済的生活に見られる法律的、道徳的無規制状態があった。したがって、彼にとって自殺の増大の問題と社会的アノミーの問題は基本的に同一の問題であり、それ故、解決も同一である。さて、彼はその「実践的な結論」の章で、「自己本位的自殺」と「アノミー的

自殺」の問題を克服する手段として、国家と個人を結合する道徳的紐帯としての専門職業団体や同業組合の再構築を提案するわけだが、なぜ専門職業団体や同業組合でなければならないのかの理由についても考察している。

そもそも自己本位的自殺は、社会があらゆる点で十分に統合されていず、その成員のすべてをその支配下に保つておくことができないことから生じている。つまり社会が混乱し、衰弱し、余りにも多くの人（sujets）を余りにも完全に自らの影響下から免れるに任せているところから生じている。したがって、この病気に対する唯一の治療は、社会的集団に十分な一貫性を回復させ、それら社会的集団がより強く個人を保持し、個人自身がそれらに執着するようになさせることである。そうすれば、「個人は自らの行為の唯一の目標を自己自身のうちに探し求めるのを止め、自分が自らを超越する目的の道具であることを理解し、何ものかに役立っていることに気付くであろう」。では、「人に繰り返しそのような役に立つ連帶感情を思い出させるのに、もっとも適した集団はどのようなものであろうか」。³¹

まずそれは政治的・社会ではない。自分自身にとって自分の人生がむなしいと思われないためには、個人はその人生が自分に直接関わっているある目的に役立っていることを絶えず目にしている必要がある。自殺傾向を抑制するには、単にその人生の時々ではなく、各瞬間に個人は自分のしていることが一つの目的に向かっていることを納得していかなければならない。しかし、近代の巨大国家のもとでは、政治的・社会は、個人から余りに離れていて、十分な持続性をもつて個人に対して有効に働きかけることはできない。われわれの日常の仕事と公的生活全体との間にある関係がどのようなものであろうと、それらはわれわれがそれに対して中断されることのない生き生きとした感情を持つためには、余りも間接的に過ぎるのである。それ故、政治的・社会は、そのような媒介器官とはなり得ない。³²

では、宗教的・社会はどうか。デュルケームによればこれもまたそのような社

会的機能を果たすことはできない。これは宗教的社会が一定の条件下で有益な影響を与えることができなかつたということではなく、そのような影響を与えるに必要な条件が現在ではもはや存在しないためである。信者の行動を導く戒律は、神、すなわち、人間を超えた権威から発出し、それによって統御されているから、人間の反省をそれらに向けることは許されない。戒律に対してそれらを人間的な反省に帰したり、自由な批判を許すことは宗教のあり方に矛盾するであろう。だから宗教は人間が自由に考えることを妨げる限りでしか人間の自殺傾向を緩和できない。しかし、これはまさに人間の精神の歴史に反する。その歴史は自由に考えることの進歩の歴史に他ならないからである。宗教はわれわれから自由検討の権利を剥奪する限りでしか、われわれを社会化できないのだから、それは現在だけでなく今後もわれわれから自由検討の権利の剥奪という犠牲を獲得するに十分な権威をわれわれに対して持つことはないであろう。³³ したがって宗教的社会もまた、現代社会では道徳的紐帯としての社会的機能を果たし得ない。

では、家族はどうなのか。家族が自殺予防の効力を持っていることは確かに疑えない。しかし、だからといって自殺の増大を止めるには独身者の数を減らすことで十分だと信じるのは幻想であろう。というのは、既婚者の自殺傾向が独身者それよりたとえ低いとしても、既婚者の自殺傾向もまた、独身者のそれと同様に等しい比率で上昇しているからである。これは家族の構成の中に変化が生じて、この変化がかつてのような自殺を抑止する影響を持つことを家族に許さなくなつたことに起因する。³⁴

かつて家族は成員の大部分を彼らの誕生から死に至るまで自らの支配下に保持し、一種の永続性をもつた、緊密で、不可分の塊 (masse) を形作っていたけれども、今日ではもはやそれは一時的な持続しか持たない。それは形成されるやいなや分散する。子どもたちは身体的に成長すると大抵の

場合教育を求めて外へ出て行く。とりわけ大人になれば、両親から離れて独立することはほとんど決まりであるから、家の中は空っぽになってしまう。だから、ほとんどの時間、家族はそれ以後夫婦だけになってしまうと言える。そして夫婦が自殺に対してかすかな影響しか持たないことをわれわれは知っている。したがって、家族は人生においてより小さな場所しか占めないので、人生にとってそれはもはや目的としては十分ではない。³⁵

さらに、デュルケームは地域的集団に関するものと、国家と個人との間の紐帶としての可能性について検討している。市町村や県や地方にかつての自治のようなものを回復させることで、アノミー状態を克服できないかという問題である。地方分権化が本当に有効であるためには、それは同時に、社会的なもちろろの力のより一層大きな集中を生み出す必要がある。つまり、社会の各々の部分を国家に結び付けている絆を緩めることなく、国家が持つことのできない影響力を多数の個人に対してもつような道徳的権威を生み出さなければならぬ。しかし、今日、市町村も県も地方もわれわれに対してそのような影響力を行使しうるほどの支配力を持っていない。われわれはもはやそれに対してすべての意味を奪われた慣習上のラベルしか見ない。確かにすべての条件が同じであれば、人は生まれ育った場所で生活することにより愛着を感じる。しかし、もはや故郷というものは存在せず、また存在し得ないのである。決定的に統合された国民の一般的な生活はこの種のあらゆる分散に抵抗する。もはや根拠を持たない自治主義的精神を人為的に復活させることはできない。たしかに巧妙な術策によって政府機関の運行を少しは軽減することができるかもしれないが、このようなことで社会の道徳的基礎を変えることは決してできないであろう。³⁶

以上に見たように、デュルケームの理解では、国家も政治的・社会も宗教的・社会も家族もさらにはまた地方公共団体も、国家と個人を媒介する道徳的紐帶た

り得ない。ではどうして専門職業集団もしくは同業組合はそのようなものたり得るのであろうか。彼は次の様に述べている。

その社会 [つまり宗教的、政治的、家族的社会とは別のもう一つの社会のこと] が、そのような役割を果たすのに適していることは、その定義から明らかである。同じ仕事に従事し、その利害が互いに関連し合っているかもしくは一体とさえなっている個人からその社会は成り立っているので、社会的な観念や感情を形成するのにこれ以上好都合な場は存在しない。出自、教養、職業の同一性が、専門職業的な活動性の、共同生活にとってもっとも豊かな素材となる。そのうえ、同業組合は過去において、それがその自律と自らの成員に対する権威とに度を越してさえも執着する集合的な人格でありえたことを示している。したがってそれが成員にとって一つの道徳的環境となりうることは疑い得ない。同業組合の利益が労働者の目に、十分に構成された社会において社会的な利益が私的な利益に対して常に持っているあの尊敬すべき性格と優越性として映らない理由はない。他方で、専門職業団体は他のあらゆる団体にもまして次の三重の利点を持っている。すなわち、それは不斷に存在し、あらゆる場所にあり、それが影響力を及ぼす支配領域が生活の大部分に及ぶことである。それは政治的社會のように個人に対して間欠的な仕方で影響を及ぼすのではなく、専門職業団体という器官の機能が、そして個人がそれに対して協働する機能が常に働いているというそのことのみによってもそれは彼らと常に接触している。それは労働者の赴くところどこへでも彼らについていく。これは家族にはできないことである。労働者がどこにいようと、彼らは自分たちを包み込み、自分たちの義務を思い出させ、必要な場合には自分たちを支えてくれるそれに出会う。専門職業的な生活はほとんど生活のすべてであるから、同業組合の影響は、われわれの職業のあらゆる細部に感じられ、この

ようにしてわれわれの仕事は集合的な方向へと導かれる。だから同業組合は、個人を指導し、彼をその道徳的孤独状態から引き出すのに必要なすべてのものを持っている。そして、他の集団の現在の無能力さを考えると、それはそのような不可欠な責務を果たしうる唯一のものなのである。³⁷

『社会分業論』の第二版の序文では、次のように述べられている。「経済的な生活は非常に専門的であり、また日々により一層専門化していくが故に、それは総体としての政治的・社会や国家の権限や行為の及ぶ範囲の外側に立っている。あるプロフェッショナルの活動が有効に統制されうるのは、その機能的役割をよく知り、そのすべての欲求を感じ取り、それら欲求のすべての変動を注意深く見守ることができるほどこのプロフェッショナルに近い集団によって以外においてない。この条件に応えうる唯一のものは、同一の団体（corps）に結合され、組織化された同一の産業の働き手全員が形作る集団である。それはまさしく、同業組合もしくは専門職業集団と呼ばれるものである」。³⁸

さて以上が、現代社会において巨大化した国家と浮遊化した個人との間を媒介結合し、社会的アノミー状態を緩和し、社会的秩序と道徳的平衡状態を回復する手段としては、同業組合もしくは専門職業団体、さらにはまたプロフェッショナルしか存在しないというデュルケームの考え方の筋道である。

では実際デュルケームは、同業組合もしくは専門職業団体が現代の社会においてどのような基盤を持つべきで、またどのような社会的役割を担うべきだと考えていたのであろうか。最後にこの問題に簡単に触れて、彼の所説に関する考察を終えることにしたい。

デュルケーム自身は、『自殺論』の結論部分で述べているように、同業組合制度とその発展法則に関する特別の研究の後に、この問題についての彼自身の詳細な答えを提示しようとされていたようだが、結局それは展開されることなく終わり、われわれにはその断片的なスケッチだけが残された。『自殺論』の

結論部分と『社会分業論』の第二版序文と『社会学講義』の所説から要約すると、この問い合わせに関する彼の基本的な考えは次のようになると思われる。同業組合は、国家と個人を結合する紐帶的な第二次器官であることはいうまでもないとして、さらに法的に認められてはいるが國家が無視するような私的な集団ではなくて、「われわれの公的な生活によって認知され、きちんと定められた器官」でなければならない。³⁹ つまりそれは、国家に対してある程度の自律性をもった器官でなければならないということである。これはおそらく、かれがローマ時代の同業組合の盛衰の過程から引き出した教訓であろう。⁴⁰ 同業組合が担うべき社会的機能としては、労働時間や賃金や保健衛生の問題の処理や、保険や救済や退職年金の事務や、同一職種間の紛争の調停や、服すべき契約条件の取り決めや強者による弱者のむやみな搾取の防止、さらには、普遍的な法律や道徳の各職業レベルにおける多様化され特殊化された形での適用などが挙げられている。⁴¹

以上が、デュルケームの制度的倫理としての同業組合論の骨子であるが、次のフレイドソンの所説の考察につなげるために、彼の所説の曖昧な点と不十分な点をいくつか指摘しておきたい。第二版の序文で、デュルケームは、弁護士や司法官や教授や軍人や医師や聖職者などの専門職業道徳というものは存在するのに、経済的な分野ではそのような道徳は初步的状態にあると述べ、ここから彼の経済的生活における道徳的紐帶としての同業組合論を展開するのだが、弁護士や医師や聖職者や教授は、ヨーロッパでは中世の大学の発達以降集団として古典的とも言えるプロフェッショナルを築き上げてきた。ということは、彼の時代にも道徳的紐帶としての社会的な役割を果たしていたプロフェッショナルが既に存在していたことになる。デュルケームはこの点を軽く見すぎていると思われる。19世紀の後半以降のイギリスで qualifying association (G. Millerson の用語で、「資格を認定する協会」のこと) が雨後の筍のように出現したが、⁴² それらのモデルはこれらの古典的なプロフェッショナル、特に医師会のそれで

あった。アメリカにおいても事情は変わらないと思われる。⁴³ この彼の軽視から彼の制度的倫理としての同業組合論は、非常に大きな瑕疵を抱えてしまった。そのうちの一つは、プロフェッショナルと専門職業団体と同業組合とと一緒にくたに論じたこと。確かにこれら三種類の社会的集団は、個人と国家の間にある中間的な集団である点では共通であるが、しかし、その内容や性質についても同じレベルで論じられるかどうかは、はなはだ疑問である。第二に、プロフェッショナルの存立の要である道徳的原理、すなわち、自律 (autonomy) と特権 (privilege) と職能独占 (monopoly) の問題を無視してしまったこと。この点を、制度的倫理を如何に確立するかという視点からしっかりとと考え、その社会的な正当性の位置づけを行わないと、教育や医療や福祉といった社会保障制度の根幹を支えている職能団体や、法律家や公認会計士といったいわゆる他のプロフェッショナル集団の、いわゆるフレイドソンのいう formal knowledge の倫理的な社会化への正しい道筋を指示できないのではないか。第三に、同業組合の成員間の道徳的な紐帯と国家と個人を結合する道徳的な紐帶に議論が集中して、同業組合や専門職業団体やプロフェッショナルの対社会的な責務や義務のあり方とその保証の問題というきわめて今日的な問題に目が行かなかったことである。しかし、この問題を無視しては、ダニエル・ベルのデュルケームに対する批判、すなわち、同業組合は単なる利益団体に堕してしまわないかという批判に有効に答えることはできないだろうと思われる。特に第一と第二の問題は、高度に発達した先進諸国における、科学的知識や技術や情報の高度化と専門化と複雑化に対する知的職能団体の社会的な責任と義務と社会的使命の問題を考える上で、避けては通れない非常に重要な問題だと思われる。また、最近発達の著しい NPO や NGO といった職能団体の制度的倫理としての社会的な位置づけを考える上でも無視できない問題である。第三の問題は、今日的に言えば、労働団体やユニオンを具体的なモデルとする職業団体の問題であるが、この倫理的な社会化の問題は、実はデュルケームが想定していたよりはは

るかに難しい問題であると思われる。というのは、一般的に倫理的行為やある団体の社会における責任や義務が問われるには、その前提として(カントが『啓蒙とは何か』で展開した論理を援用すれば) その人間もしくはその団体が自らの行為や判断を自律的に、つまりその人の自由によって、決定できるという環境がなければならないからである。今日の労働団体やユニオンはそういう自由、すなわち自己決定としての自律、とりわけ、自らが製造したり、提供する製品もしくは知識や技能や情報に対してそのような自由をどの程度担保できているのであろうか。もし、担保できていないのであれば、それに対して完全な意味での道徳性を問うのは筋違いということになりかねない。この問題は官僚組織や私的な企業や資本にかなりの程度依存している団体とその成員の倫理性の確保というきわめて重要な今日的問題をわれわれに突きつけるが、余りに複雑すぎてこの試論では採り上げることはできない。したがって、以下の章では、エリオット・フレイドソンの所説を参考に第一と第二の問題を中心に取り扱うことになる。

2 エリオット・フレイドソンとプロフェッショナルの制度的倫理の可能性について

エリオット・フレイドソンは『プロフェッショナリズム——第三の論理』の中で、プロフェッショナルの制度的倫理の可能性を medical profession をモデルとして論じている。medical profession をモデルとしているのは、それが近代のプロフェッショナルの prototype (模範) となってきたからである。もともとプロフェッショナルというのは、修道会の入会の際に行う宣言に由来する。そこからそのような人々の集まりをも意味するようになり、さらに法律家や医師のような知的専門職の集団を意味するようになったとされる。そのような集団は、自分たちがある種の職業もしくは技能に極めて高度に熟達していると社会

に向かって宣言する職能人の集まりである。このような集団は、ヨーロッパ中世における大学という高等教育機関の設立以降、知的職能団体として特別の社会的地位を獲得するにいたる。そこから近代の professionalism が生まれてくる。⁴⁴ フレイドソンは先の著書を、特に1960年代以降に強力になされるようになつた、プロフェッショナルの職能独占という特権に対する consumerism (消費者至上主義) や自由市場主義の立場からの批判 (彼は特に Milton Friedman の名前を挙げている) に対する、プロフェッショナルとプロフェッショナリズムの擁護の書として書いている。彼によれば、仕事もしくはサービスの提供者とその受け手とその仕事もしくはサービスの管理者とのあり方を決定している経済的、社会的タイプには三つの種類がある。彼はそれらを(1)「市場」(2)「官僚制」(3)「プロフェッショナリズム」と理念型的に分類する。「市場」は「人々が為す仕事を消費者が統制している環境を指す」。⁴⁵ このような環境を彼はその序文の冒頭で理想化して次ぎの様に述べている。

われわれみんなが個人的にできる限り安い価格で買ったり、できる限り高い価格で売ったりするのに相互に競い合って、自分たちの選ぶものを何でも自由に買ったり売ったりする世界を想像して欲しい。何も規制されず、そのような競争に制限を課す巨大企業 (companies) や組合 (unions) も存在しない。そのような自由な無規制的な競争は革新を促し、ものとサービスの多様性と質を増大し、価格を低く抑える。消費者は手に入れることのできるものとサービスの質とコストについて十分に情報を与えられ、自ら自身の最善の利益となるようにそれらを合理的に選択する。この世界は消費を巡って組織化され、消費者の好みと選択がどのサービスが成功するのかを決定する。価値は主にコストによって量られる。⁴⁶

これは主に自由市場と消費者によって社会的、文化的、経済的環境が形成され

るので、consumerism と名付けることができるであろう。

第二の「官僚制」は、「管理者（managers）が統制している環境」を指す。⁴⁷ これについては次の様に表現している。

ものとサービスの生産と分配が巨大組織の管理（administration）によって計画され、統制される[自由市場と消費者によって統制される世界とは]異なる世界を想像して欲しい。それが私営の会社（firm）であろうと公的な機関であろうと、各々の組織は、種々の仕事を遂行するのに雇われうる人々の条件を確定し、彼らの義務を明確にする精妙、複雑な一群の規則によって統制されている。消費者にそれなりの値段で信頼できる生産品を保証するために、種々の専門化された仕事の効果的な計画と監督が生産を規格化する。この世界では、組織の重役あるいは管理者が、主に予測通りに行われること（predictability）と効率を目指して、ものとサービスを生産する人々を統制する。⁴⁸

これは managerialism と名付けることができる。これら二つの論理に対置されるのが、第三の論理としての「プロフェッショナリズム」である。この論理の特徴は、仕事を統制するのが、消費者や管理者ではなく、その職業の成員自身であることである。それは次の様に抽象化される。

最後に、特に重要なサービスを提供することを労働者〔自身に〕可能とする専門的知識を持つような労働者が、自分たち自身の仕事を組織化し、統制する力を持つ世界を想像して欲しい。法的に、彼らだけが自分たちの特定のサービスを消費者に提供できる、あるいは、組織内でそういったサービスを遂行する仕事を行うことができる。消費者も管理者も他の誰かを自由に雇うことはできない。さらに、その職業の成員だけが、同僚の仕事を

監督し、訂正する権利を持つ。しかし彼らはそれらの排他的な特権を乱用することはない。というのは、彼らは自らの収入を最大限にすることよりもむしろ、自ら自身の満足と他者の利益のためにいい仕事をすることにより熱心だからである。こうして、消費者と管理者はそれなりの価格で高い質の仕事を当てにすることができます。⁴⁹

もちろんこれらの叙述はフレイドソン自身が言うように pipe-dreams (幻想のような夢想) である。現実の世界には存在しないし、それらのいくつかの要素が存在する場合でも、「予想された徳には常に予想されない悪徳がつきものである」。例えば、無規制的な市場では、消費者はごまかしや詐欺や価格を吊り上げようとする共謀と戦わなければならないし、組織には、融通のなさや消費者に対するいい加減な態度が見られるし、仕事が管理されている場合には、その成員は、顧客の利益 (good) よりも経済的な利益 (advantage) を優先するかもしれない。「にもかかわらず、各々が異なる一群の前提から機能している、こういった想像された世界に対する信頼が政策選択の背景にはある」。アメリカにおいても市場や官僚制という論理についてはかなりよく知られていて、また理論的にもよく研究されているが、プロフェッショナリズムに関してはそうではない。⁵⁰ しかし、高度に発達した先進社会における、正式の知識 (formal knowledge) と技能 (skill) の実践の社会的位置づけと、その実践をめぐる社会的、文化的、経済的な環境の道徳的位置づけの問題は非常に重要であると思われる。フレイドソンはこの問題をプロフェッショナリズムの問題として、他の二つの論理を対比して明らかにしようとしているが、私は以下において、プロフェッショナリズムを制度的倫理として確立することがなぜ必要なのか、そしてそれはどのようにすれば、確立されるかという問題にのみ焦点を絞りたい。

プロフェッショナリズムを実際の社会で具現しているのは、欧米では伝統的

にプロフェッショナル、すなわち知的専門職能団体である。したがって、プロフェッショナリズムの社会的な位置づけの問題は、直ちにプロフェッショナルの社会的な位置づけの問題に繋がる。先に挙げた三つの論理は、それぞれの論理を現実社会において実現化する制度の基礎となる原理が異なっている。市場は競争とコストを称え、企業 (firm) は基準化を通しての効率という徳を願うが、これらに対してプロフェッショナリズムは、monopoly、すなわち職種独占と、仕事を遂行する上での判断の自由、すなわち、自由裁量 (discretion) を、「プロフェッショナルが自らの仕事を為し、それら原理の実現に対して積極的に責任を取るやり方を組織化し、支持する制度の基礎となる原理」とする。職種独占は、自由市場経済の競争の論理と真っ向から対立し、また自由裁量の原理は、できる限り自由裁量を小さくすることで効率が獲得されるとする管理的な考え方とまったく矛盾する。⁵¹ 職種独占と自由裁量という原理が、欧米の民主主義の基本原理である「自律 (autonomy)」ときわめて密接な関係にあることは言うまでもない。このことは医師や弁護士といった職業を思い浮かべれば明瞭に理解される。日本ではそれほど目立たないかもしれないが、欧米、特にイギリスとアメリカでは資格試験にせよ、プロフェッショナルの養成のためのカリキュラムにせよ、試験資格の条件にせよ、それぞれのプロフェッショナルが主導権を発揮し取り組んできた歴史がある。だから、フレイドソンは躊躇することなく次のようにも表現することができる。つまり、「プロフェッショナリズムが存在するといえるのは、組織化された職業 (occupation) が、限定された一纏まりの仕事を遂行する資格が誰にあるのかを決めたり、他のすべての人たちがその仕事を遂行するのを妨げたり、遂行されたことを評価する基準を統御する権力を獲得するとき」と言ってもよい、と。⁵² 現代社会では、曲がりなりにもこのような原理をその基盤とする職業は、学校や大学や医療や福祉や法律などの領域で鍵となる機能を果たしている。しかし、このような領域にも競争と効率という旗印の下で攻撃的なキャンペーンが繰り広げられ、それらの運営と

人員配置に深甚な変化を与えようとしている。このような政策形成の流れに対して、専門職能人たちは自らの立場を効果的に擁護することができていないとフレイドソンは言う。それは彼らが、自らの職業の原理をきちんと説明しないからである。現代社会は「組織化された専門知識と技能の総体に深く依存している」社会である。このことは特に先進諸国において際立っている。そしてこのような知識と技能を司っている専門職能団体は、経済的自立を維持できなければ、すべての人に利益を提供する社会政策を選択する際の有効な第三の声とはならないであろう。この領域にも競争と効率が支配すれば、専門職業化された学問分野の使い道を統御する資本と国家の権力が強化され、結局は、社会政策を評価する際の独立した道徳的な声は弱められる。⁵³

フレイドソンに言わせれば、プロフェッショナリズムを攻撃する人たちは、「プロフェッショナリズムの制度が、単に経済的な事業に基づいているだけでなく、専門化された知識と技能の総体を学び、発展させ、実践するという社会的な事業にも基づいていることを無視している」。それらは、「一方では、訓練と資格証明と実践を統御することで、また他方では、知識と技能の創造と洗練化を支持し、組織化することで、学問分野を組織化し、発展させている」。そして学問や技能において高度に専門化し、細分化した社会では、組織化された分業の中でプロフェッショナルの学問的な（disciplinary）首尾一貫性を維持しようとすれば、資格証明書に基づいた職種独占と判断における自由裁量という特権がどうしても必要なのである。例えば、多くのアカデミックなプロフェッショナルの場合のように、通常の市場での経済的価値はなるほど小さいけれども、その学問分野の実践には大きな価値がある。そうだとすれば、社会政策としては、それらの実践者が「その仕事を行うことや、その仕事に関係する正式な知識の総体を発展させていくことで生活ができる」ように制度化することが問題となるだろう。「職種独占はその問題に解決を提示する」。⁵⁴ そのようなものがなければ、プロフェッショナルの仕事は、明確に区別された学問分野としてさえも生

き残ることはできないだろう。自由市場経済で生き残ろうとすれば、価格競争は避けられず、消費者の要求と欲求に常に対応しなければならず、そうなると、価格はできる限り低く保たれなければならず、そして仕事の質にはコストが関係している以上、質もできる限り低くならざるを得ないし、またそれで売られざるを得ない。「これが、フリードマンが技術的というよりもむしろ経済的効率として唱導していることなのである」。⁵⁵

フレイドソンは1970年に *Profession of Medicine: A Study of the Sociology of Applied Knowledge* を出版しているが、その中で、プロフェッショナルと言ふ言葉には「特別な種類の職業 (occupation)」と「公言 (avowal) もしくは約束 (promise)」という意味があると述べている。そしてこのような職業は、他の大抵の職業と異なり、「自律的、すなわちもしくは自己統制的 (self-regulating)」であり、その特殊な身分を、その成員の並外れた信頼性のある説得的な宣誓 (profession) によって維持している職業であり、その職業が宣誓する信頼性には当然、倫理性および技能の熟知も含まれると述べている。その著書の編者 Robert Bierstedt の前書きでは、もっと具体的に、このような職業に対しては、人々はそのプロフェッショナルが約束していることが充たされているかどうかを問い合わせができると述べている。行うと約束していることをそのプロフェッショナルは実際にやっているか。公言していることをそれは成就しているか。そのように社会の人々は問うことができる。⁵⁶ プロフェッショナルにとって約束とは一種の社会的契約であると私は考える。ヨーロッパ中世以降、プロフェッショナルはこのような形で、職種独占や自由裁量や自律や自己統制という社会的特権に対して、対社会的な責務と使命を表現してきたのだと私は思う。自らの成員の質と道徳性を社会に対して保証し、自らの利益よりも社会的な善やサービスを受ける人の利益を優先する。つまりそこには、noblesse oblige の精神があったと思う。本来、職種独占という特権の代わりに引き受けなければならない対社会的な義務は安くはない。このような職業団体が職業倫

理として倫理規定を公表しているのもそのような伝統の一つである。今日は、専門知識の複雑性が増したことやその知識の実践に含まれる問題の複雑性から、職業倫理の重要性が今までになく強調されている。さまざまなプロフェッショナルにおいてその実践者たちの意図がどのように行為へと翻訳されるかにものすごく大きな注目がなされている。「日常の生活の通常の道徳的規範が実践的倫理へと翻訳されうるのは、その具体的な、専門的な文脈が考慮に入れられるときだけである」。しかし実際には、一つの学問分野の実践の中に含まれる環境や問題の多様性は素人には馴染みのないものである。にもかかわらずその環境や問題の中では人々に馴染みのある普通の道徳的な規範が問題となり、しかも、相反する利害の対立が生じているのである。このような状況の中で、プロフェッショナル倫理の最大の役割は、「素人には馴染みがないが、しかし馴染みのある罪悪〔あるいは過失〕に関わる環境の中で、専門的な技能の使用を論ずることで、そのような〔つまり日常の通常の道徳的規範を実践的な倫理へと〕翻訳する機能を果たす」ことであり、プロフェッショナルの実践に対する職種独占の特権を正当化するためには、「プロフェッショナリズムが利己的な利益のために使用されることはないということが前提とされなければならない」と、フレイドソンは言う。まさにこの点が、プロフェッショナリズムが真にプロフェッショナリズムであるかないかの決定的な試金石である。⁵⁷

したがって、信頼を創出し、維持するためには、倫理コードによって、実践者の特権化された地位が、遂行される仕事の価値以上の利益を産み出すために利用されるような行為や環境を詳細に規定され、非難されていることが欠かせない。⁵⁸

しかし、公衆の疑惑を和らげるには倫理コードの明確な記述だけでは十分でないと、フレイドソンは主張する。というのは、確かにそのようなコードは指

導書を持ちたいと思っている実践者には有効かもしれないけれども、それは力強く（これは慎重を要することであるが）実施されなければ、単なるレトリックに過ぎない、からである。倫理的問題には法に違反するものもあれば、法律に訴えられないが信頼を裏切るものもある。だから、違反行為を精力的に調査したり、最終的に適切であると思われる、それを正すどんな行為をもすることを引き受ける専門職能人の制度がそれを支持しないのであれば、倫理コードといえども大した意味は持ち得ない。⁵⁹「もしプロフェッショナリズムが再び擁護されるべきであり、その影響の幾分かを再獲得すべきであるならば、倫理コードを入念に作り上げ、よりよくするだけでなく、それらの違反を裁き、正す方法を強化しなければならない」。⁶⁰制度的倫理は、仕事にまつわる道徳的問題の多くを産み出す、経済的、政治的、社会的、イデオロギー的な環境を問題にする。それは、プロフェッショナルが持つ専門化された知識や技能を何のために用いるかという「学問分野の究極的な目的に対する道徳的関心」によって生命を吹き込まれているのだから、他人に利益を与えるような仕方や、学問分野の超越的価値に役立つような仕方で実践する可能性を阻止する政策や制度の道徳的正当性に關心を寄せる。今日行われているプロフェッショナリズムに対する攻撃で最も深刻な影響を受けているのは実はこの制度的倫理に他ならない。だから、もしプロフェッショナルが給料のよい技術的なエキスパート以上のものであるべきならば、再吟味され、精力的に擁護されなければならないのは、まさこの制度に特有の倫理なのである。⁶¹

では、具体的にプロフェッショナリズムの制度的倫理は、どのような方向に再吟味されるべきなのか。それは鍛錬された知識や技能を公的な善のために使用するという方向である。もちろんそのような善にもさまざまな側面があり、個人的な善もあれば企業や団体の善やさらには一般的な善もある。しかしそれらに対してなされるサービスは常にさらにより大きな善に対して、場合によつては未来の予想される善に対して判断され、比較されなければならない。「実

践者と彼らのアソシエーションは自らの為すことをそのようなより大きな善という光の下で評価する義務を持っている」。そしてその義務こそ、彼らに国家や資本や企業や顧客や一般的な善の、受動的な奉仕者以上のものにする資格を与えていているのである。例えば、医療や教育や法的保護のようなサービスへの平等なアクセスを否定するような社会政策を、専門職業的な視点から見て非倫理的であると宣言することは適切なことであるし、実践のための制度が、いい仕事を遂行を妨げるような労働条件を提供することは、非倫理的であると宣言されるべきなのである。またプロフェッショナリズムの制度倫理は、官僚制や市場の原理に対抗するための道筋を示さなければならない。例えば、官僚主義に対しては、「合理的で法的な官僚制の良い所を保証しながらも、その悪いところを抑制しつつ、信頼に足る、責任説明のできる自由裁量の使用を最大限にするように、学問分野の実践が組織化されうる道筋」を示唆しなければならない。⁶² 他方、経済至上主義（economism）に関しては彼は次ぎの様に述べている。

仕事の第一の目的は個人的な利得（gain）を最大にすることであるとする経済至上主義のイデオロギー的主張は、プロフェッショナリズムに対する正面攻撃だと見なされるべきである。自らの仕事の質とその利益（benefits）のできる限り広範囲な配分を犠牲にして、利得（gain）を最大限にすることを目的にすることは、それが自由業であれ、雇われたものであれ、プロフェッショナルにとって非倫理的であると宣言されなければならぬ。また、利潤（profit）上の収益を最大限にする目的でプロフェッショナルサービスに投資することもまた非倫理的だと見なされるべきである。利得を最大限にすることが主要な目的である場合には、その他者への利益が何であれ、注意や努力は利益のより少ない活動から、利益のより大きい活動へと方向付けられる。仕事が自由市場によって組織化される場合、利

得の最大化がその論理から帰結する。しかし、プロフェッショナルな仕事は、通常の市場過程から庇護されているから、利得を最大限にすることは明らかにその庇護を正当化する条項に対する違反である。それを必要とする人全員にいい仕事をするという責務の上に個人的な利得を置くプロフェッショナルに対しては、たとえそれがかなりの潜在的な収入の犠牲によるものであっても、倫理的な正当性は存在し得ない。プロフェッショナリズムの正当性を強化するためには、専門職業上の特権に対する倫理的な含意のはっきりした認識と、他者に対してよりも、経済的な動機（incentives）を強調するように行行為を制度的に整えることに対する強力な抵抗が必要である。⁶³

フレイドソンのプロフェッショナルの制度的倫理の使命に関する所説を要約すると、そのような倫理はその成員に自らの社会的特権の倫理的な含意を自覚させ、まさにその特権的立場を利用して、社会的責務を果たしうるような環境と制度を整えるよう促すと同時に、社会に対して自らのイデオロギーの正当性を説得しうる根拠をも与えるものでなければならない。以上が、彼のプロフェッショナリズムの制度的倫理の骨子である。

最後に

デュルケームは、社会のアノミー状態を抑制するために、国家と個人を媒介する道徳的紐帶としての職業団体もしくは協同組合を提案した。しかし、そのような組織は、国家に吸收されない自律したものでなければならなかった。フレイドソンは、管理による効率を基本的な原理とする官僚制的組織と、市場による自由競争を原理とするコンシューマリズムとの間の第三の道として、職種独占と自律を基本的原理とするプロフェッショナリズムの現代的意義を擁護し

た。デュルケームの言うように、ギルドや協同組合や同業組合が、その歴史的な栄枯盛衰の中で、常にその存在が再認識され蘇ってきたのには理由がある。都市の成立とブルジョア階級との成立にはきわめて密接な関係があり、forensēs と mercatōrēs という語は、無差別的に都市住民を指す言葉として使用されていたし、jus civile（都市法）は非常にしばしば jus fori（市場法）とも呼ばれていた。「したがって、商人と職人の組織は、ヨーロッパのブルジョアの原初的組織であったと思われる」。⁶⁴ 中世のギルドの道徳的規定は親方と徒弟との相互義務を確定していただけでなく、彼らの職業的誠実さ、例えば、購買者を欺かないとか、職人による誠実な仕事をさせるという対社会的な保証をも確定していた。ブルジョア階級が近代民主主義の中核をなしたことを考えれば、このギルド的な精神は、分業社会における基本的なスタイルを提供しているよう私には思える。その中でもその精神を最も具体的に体现し、代表するものが伝統的なプロフェッショナルであるように私は考える。自律的組織であり、したがって職種独占と自由裁量を要求しながら、それに対して社会にそれに見合う自らの責任と義務を自らの専門機能の約束もしくは契約として公言する。そして自らのプロフェッショナルの成員にその約束を守らせるよう努力する。ここに現れている道徳的原理は、近代ヨーロッパの民主主義の根幹を成す自律である。私はここにデュルケームとフレイドソンを繋ぐ道筋を見たいと思う。そしてその道筋を代表するのが、プロフェッショナルであると考える。

明治以降日本でも医師や弁護士といった職業が欧米を参考に産み出された。制度はできたが、しかし、精神は理解されなかった。日本の医師会や弁護士会の現在の有り様を見ればそれはすぐさま理解されるだろう。国家によって特権は守られているが、それに見合う社会的な責務が果たされているとはとても思えない。民主主義社会の職能団体の典型であるべきプロフェッショナルがこのような状態では、日本における健全なる民主主義社会の構築の可能性は暗いのではないかと思う。日本においても知的職能団体をまず眞の自律的団体とし、そ

の代わりその社会的責任と義務を「契約」もしくは「約束」として請け負わせるような仕組みが必要であるように思う。それには、知的職能団体の成員を育成する機関でのプロフェッショナル教育とフレイドソンのしているような社会的啓蒙活動が不可欠である。現在のような中央官僚的統制は、一方では、社会の人々の間に不公平感とフラストレーションを産み出し、他方で、プロフェッショナルとその成員における無自覚で破廉恥な無責任体質しか産み出さないであろう。今後の日本の民主主義体制の基本を考える上で、デュルケームとフレイドソンの職能団体、特にプロフェッショナルの制度的倫理の可能性を探る試みは、教えるところが大きいと思われる。

註

- 1 Emile Durkheim, *De la division du travail social* (rep.: 1902: Paris: PUF, 1998)pp. I-XXXVI. 日本語の訳としては、井伊玄太郎訳『社会分業論』上巻（講談社学術文庫、1989）pp. 23-70. および田原音和訳（青木書店、現代社会学体系2、1991（初版1971））pp. 1-31がある。以下、著書からの引用に際しては、原典および翻訳のある場合には、まず原典の箇所を、次に翻訳の該当箇所を掲げる（翻訳が複数存在する場合には、訳者名の後にページ数を記す。原典からの翻訳引用は、原則としてすべて私のものであるが、既訳を大いに参考とさせていただいた。尚、professionnel という語は、職業的と訳されるのが一般的だが、ここでは「専門職業的」、もしくは「専門職業の」と敢えて訳したい。他の著者との関係もあるが、デュルケームの主張からもその方が分かりやすいと思われる。）
- 2 ここでは特に次の書を参照した。Harold Perkin, *The Rise of Professional Society: England since 1880* (rep.: 2002: London and New York: Routledge, 1989)
- 3 ダニエル・ベル『資本主義の文化的矛盾』（上・中・下）（講談社学術文庫、1990）[Daniel Bell, *The Cultural Contradictions of Capitalism* (rep.: 1966: New York: Basic Books, 1996)]を参照。
- 4 Paul Hirst and Veit Bader (edit.), *Associative Democracy: The Real Third Way* (London: Frank Cass, 2001) の Veit Bader の序文を参照。日本語文献としては、田畠・大藪・白川・松田編著『アソシエーション革命へ【理論・構想・実践】』（社会評論社、2003）を参照した。

- 5 Eliot Freidson, *Professionalism Reborn : Theory, Prophecy, and Policy* (Cambridge: Polity Press, 1994) および *Professionalism, the third logic : on the practice of knowledge* (Chicago: The University of Chicago Press, 2001)
- 6 Eliot Freidson, *Professional Powers : A Study of Institutionalization of Formal Knowledge* (Chicago : The University of Chicago Press, 1986) からの用語。この本の中で、フレイドソンは、formal knowledge とは、日常の通俗的な知識や nonformal で特殊化された知識とは区別された、いわゆる「エリートの知識」であり、「世界を構成すると信じられている事実や活動の正当化や体系的に合理化された説明への努力に基づいて、理論や他の抽象物へと形式化された」より高次の知識 (higher knowledge) と説明している。彼によればこのような知識は power (力若しくは権力) となり、これら両者をつなぐ人間の連接環が profession である。したがって彼のいう profession のモデルとは、H. Perkin の表現を借りて、より限定的に表現すれば、liberal (意味は gentlemanly) や learned (意味は組織的にきちんと教育され、高度の知識を持った) といった形容詞の付いたそれである。ただ英語圏では、一々このような形容詞をつけずに使用される場合が多い。したがって以下の論考でも知的専門職集団のことをたんに profession の一語で表現する。以上については、Freidson, p. 3. および前書きの p. ix、さらに、Perkin の上掲書、p. 23. を参照。
- 7 Geoffrey Millerson, *the Qualifying Associations : A Study in Professionalization* (London : Routledge & Kegan Paul, 1964)
- 8 Daniel Bell, *The Cultural Contradictions of Capitalism*, p. 258. 下巻 p. 150.
- 9 *Ibid.*, p. 221. 下巻 p. 86.
- 10 Emile Durkheim, *De la division du travail social*, XXXII, 田原 p. 24.
- 11 Emil Durkheim, *Le suicide: étude de sociologie*, (rep.: 1897: Paris: PUF, 2002) [宮島喬訳『自殺論』(中公文庫、1985)] および *Leçons de sociologie』『社会学講義』(rep.: 1950: Paris : PUF, 1990) 後者の講義は、作田啓一によれば、1896年から1899年にかけてボルドー大学で行われた「倫理と法の一般物理学」と題された講義を基とし、その後何度も繰り返され、甥のマルセル・モースによって保管されていたものを出版したものである。作田啓一著『デュルケーム』(人類の知的遺産57、講談社、1983) 259ページを参照。*
- 12 Durkheim, *De la division*, XLIII, 田原 p. 37.
- 13 *Ibid.*, pp. 395-6. 田原 p. 384.
- 14 *Ibid.*, pp. 396-7. 田原 pp. 384-5.
- 15 *Ibid.*, p. 399. 田原 p. 386.
- 16 *Ibid.*, pp. 99-101. 田原 pp. 128-9.
- 17 *Ibid.*, p. 149. 田原 p. 172.
- 18 *Ibid.*, p. 148. 田原 p. 168.

- 19 *Ibid.*, pp. 147-8. 田原 p. 168.
- 20 *Ibid.*, pp. 404-5. 田原 p. 391.
- 21 *Ibid.*, pp. 343-390. 田原 pp. 342-379.
- 22 *Ibid.*, p. 360. 田原 p. 355.
- 23 *Ibid.*, p. 370. 田原 p. 363.
- 24 *Ibid.*, p. 372. 田原 p. 365.
- 25 *Ibid.*, pp. 405-6. 田原 pp. 391-2.
- 26 *Ibid.*, p. IV, VI, II. 田原 p. 3, 5, 1. 参照。
- 27 *Le suicide*, p. 447. 宮島 p. 500. 参照。
- 28 *Ibid.*, p. 448. 宮島 p. 500-1.
- 29 *Ibid.*, p. 442. 宮島 p. 493.
- 30 *Ibid.*, p. 450. 宮島 p. 503.
- 31 *Ibid.*, pp. 428-9. 宮島 pp. 477-8.
- 32 *Ibid.*, p. 429. 宮島 pp. 478-9.
- 33 *Ibid.*, pp. 430-2. 宮島 pp. 479-482.
- 34 *Ibid.*, p. 432. 宮島 p. 482.
- 35 *Ibid.*, p. 433. 宮島 p. 483.
- 36 *Ibid.*, pp. 448-9. 宮島 pp. 501-2.
- 37 *Ibid.*, pp. 435-6. 宮島 pp. 485-6.
- 38 *De la division*, p. VI. 田原 p. 5.
- 39 *Le suicide*, p. 436. 宮島 p. 486.
- 40 *De la division*, pp. XXII-XXIII. 田原 p. 17. 参照。尚、国家からのプロフェッショナルの自律の重要性に関する問題の現代版として参考になるのは、ドイツにおけるナチス政権による協同組合の国家的な吸収過程である。これに関しては、次の書を参照せよ。Konrad H. Jarausch, *The Unfree Professions : German Lawyers, Teachers, and Engineers, 1900-1950*. (New York: Oxford University Press, 1990)
- 41 *Le suicide*, pp. 436-7. 宮島 pp. 491-2.
- 42 これに関しては、G. Millerson の前掲書 *The Qualifying Associations* の Appendix I のリストを見よ。
- 43 Eliot Freidson, *Profession of Medicine*, (New York: Harper & Row, Publishers, 1970) の例えれば、p. XVIII を見よ。
- 44 これに関しては、次の辞書および著書を参照。The New Oxford Dictionary of English (Oxford: Oxford University Press, 1998), The New Shorter Oxford English Dictionary (Oxford: Oxford University Press, 1992), Magali Safatti Larson, *The Rise of Professionalism*

(Berkeley, Calif.: University of California Press, 1977). また私の拙論「医療専門職の教育に欠けているもの」(『神戸薬科大学研究論集 Libra』第5号(2003)所収) pp.1-18をも見よ。

- 45 Eliot Freidson, *Professionalism*, p. 12.
- 46 *Ibid.*, p. 1.
- 47 *Ibid.*, p. 12.
- 48 *Ibid.*, p. 1.
- 49 *Ibid.*, pp. 1-2.
- 50 *Ibid.*, p. 2 を参照。
- 51 *Ibid.*, p.3.を参照。私はここで firm を他により訳語が思い浮かばなかつたのでやむを得ず会社と訳したが、フレイドソンはこの語を、マックス・ウェーバーの理想型に依拠して、「しばしば官僚組織と呼ばれる国家の市民サービス機関をも含めた、仕事の管理的な統制の実例となる『すべての』正式な組織」を指示する言葉として使っている。これに関するは、p. 4 の註を参照のこと。
- 52 *Ibid.*, p. 12.
- 53 *Ibid.*, pp. 197-8. 参照。
- 54 *Ibid.*, pp. 198-9. 参照。
- 55 *Ibid.*, p. 202.
- 56 Eliot Freidson, *Profession of Medicine*, p.xvii および p. vii. 参照。
- 57 Eliot Freidson, *Professionalism*, p. 215.
- 58 *Ibid.*, p. 215.
- 59 *Ibid.*, pp. 215-6. 参照。
- 60 *Ibid.*, p. 216.
- 61 *Ibid.*, pp. 216-7.
- 62 *Ibid.*, p. 218. 参照。
- 63 *Ibid.*, p. 218.
- 64 Emile Durkheim, *De la division*, p. XXIV. 尚、文中の forensēs と mercatōrēs はともにラテン語で、強いて訳し分ければ、前者は市場にかかる人々、後者は商人となるが、ほとんど同じ意味である。